

「情報産業人材育成特区」変更申請新旧対照表（計画書本体）

旧	新
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本市は、埼玉県西南部から神奈川県中央部にかけての広がりを持ち、コンピューター関連機器、通信機器など先端的技术を駆使した産業の世界屈指の集積地となっている「TAMA地域」の中心に位置しており、システム構築、ソフトウェア開発、情報処理などのいわゆるソフト系IT産業が、多摩地区では一番多い132社立地している。さらに、技術水準が極めて高く、独自の技術や製品を持つ中小企業が集積しており、地域の産業資源は極めて豊かである。</p> <p>また、商工会議所と協力し「首都圏情報産業特区・八王子」構想事業を推進している。市内外の多様な資源を結び付け「ITを活用した産業活動の場」「企業家にとって魅力のある場」を提供することで、新しい産業を創出することなどをコンセプトに自立・共生都市の形成を目的としており、現在、創業期の事業者に対する家賃助成や、事業者の光ファイバー引き込み工事に対する助成、ハイテク企業を対象とした技術交流会などを実施し、その一層の拡大・推進を図っている。</p> <p>以上のように、産業資源が豊富でその活用に積極的に取り組んでいる本市においては、近年の社会情勢や経済情勢の構造的変化等に対応した専門的で即戦力となる人材が多数必要であり、構造改革特区の特例を活用</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本市は、埼玉県西南部から神奈川県中央部にかけての広がりを持ち、コンピューター関連機器、通信機器など先端的技术を駆使した産業の世界屈指の集積地となっている「TAMA地域」の中心に位置しており、システム構築、ソフトウェア開発、情報処理などのいわゆるソフト系IT産業が、多摩地区では一番多い132社立地している。さらに、技術水準が極めて高く、独自の技術や製品を持つ中小企業が集積しており、地域の産業資源は極めて豊かである。</p> <p>また、商工会議所と協力し「首都圏情報産業特区・八王子」構想事業を推進している。市内外の多様な資源を結び付け「ITを活用した産業活動の場」「企業家にとって魅力のある場」を提供することで、新しい産業を創出することなどをコンセプトに自立・共生都市の形成を目的としており、現在、創業期の事業者に対する家賃助成や、事業者の光ファイバー引き込み工事に対する助成、ハイテク企業を対象とした技術交流会などを実施し、その一層の拡大・推進を図っている。</p> <p>以上のように、産業資源が豊富でその活用に積極的に取り組んでいる本市においては、近年の社会情勢や経済情勢の構造的変化等に対応した専門的で即戦力となる人材が多数必要であり、構造改革特区の特例を活用</p>

して株式会社が大学を設置することを可能にするるとともに、「初級システムアドミニストレータ」及び「基本情報技術者」の午前試験を免除する講座の開設を行うことにより、地域の情報産業のさらなる活性化を図るものである。

第一に、株式会社による大学を設置することで、これまでの学校教育では実現困難な、高度で最先端の知識と技術を持った人材を育成することができる。

デジタルハリウッド株式会社では、これまでデジタルコンテンツ制作者を対象とした高度な内容の教育サービスを提供しており、同社が設置する大学は、今日、社会的、経済的に要請されているITの先端技術に習熟した人材を輩出するものと考えられる。

第二に、情報通信の専門家は、今日の産業界には欠かせない存在であるが、その数は充分とはいえず絶対数が不足している状況がある。(学)片柳学園日本工学院八王子専門学校では、これまで「情報化人材育成学科認定制度」の運営を行い、情報処理技術者の効果的な育成を図ってきた実績があり、同校で初級システムアドミニストレータ及び基本情報技術者試験の午前試験を免除にする講座が開設され、受験者の負担軽減及び受験機会の増加が図られることにより、ITリーダーとしての資格を有する人材が輩出され、情報産業活性化などの地域経済の発展に貢献することが期待される。

(略)

6 構造改革特別区域計画の目標

して株式会社が大学を設置することを可能にするるとともに、民間資格を活用した「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する講座の開設を行うことにより、地域の情報産業のさらなる活性化を図るものである。

第一に、株式会社による大学を設置することで、これまでの学校教育では実現困難な、高度で最先端の知識と技術を持った人材を育成することができる。

デジタルハリウッド株式会社では、これまでデジタルコンテンツ制作者を対象とした高度な内容の教育サービスを提供しており、同社が設置する大学は、今日、社会的、経済的に要請されているITの先端技術に習熟した人材を輩出するものと考えられる。

第二に、情報通信の専門家は、今日の産業界には欠かせない存在であるが、その数は充分とはいえず絶対数が不足している状況がある。(学)片柳学園日本工学院八王子専門学校では、これまで「情報化人材育成学科認定制度」の運営を行い、情報処理技術者の効果的な育成を図ってきた実績があり、同校で初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除にする講座が開設され、受験者の負担軽減及び受験機会の増加が図られることにより、ITリーダーとしての資格を有する人材が輩出され、情報産業活性化などの地域経済の発展に貢献することが期待される。

(略)

6 構造改革特別区域計画の目標

本市には、132社のソフト系IT産業が立地しており、その数は多摩地区ではナンバーワンである。そのため情報通信部門の専門家、例えばシステムの設計者やソフトウェアの技術者などに対する需要が非常に高い。また、一方では、製造業や流通業関連の中小企業などで、情報化への対応の遅れが顕著な部門もあり、激変する社会経済状況のなかで、経営存続のため優秀なITリーダーの獲得を求めている実態がある。

株式会社設置大学が開校し、これまでの学校教育では実現困難な高度で最先端の知識と技術を持った人材を育成することや、初級システムアドミニストレータ及び基本情報技術者試験の午前試験を免除にする講座が開設され、受験者の負担軽減及び受験機会の増加が図られることにより、今日、社会的、経済的に要請されているITの先端技術に習熟した人材が輩出されることで、地域産業のさらなる活性化を図ることを目指している。また、その効果を産業界だけでなく「学園都市づくり」や「多摩ニュータウンの再生」「若者の就学、就業の意識の喚起」などに波及させることを目標としている。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

(2) 社会的効果

(略)

本市には、132社のソフト系IT産業が立地しており、その数は多摩地区ではナンバーワンである。そのため情報通信部門の専門家、例えばシステムの設計者やソフトウェアの技術者などに対する需要が非常に高い。また、一方では、製造業や流通業関連の中小企業などで、情報化への対応の遅れが顕著な部門もあり、激変する社会経済状況のなかで、経営存続のため優秀なITリーダーの獲得を求めている実態がある。

株式会社設置大学が開校し、これまでの学校教育では実現困難な高度で最先端の知識と技術を持った人材を育成することや、民間資格を活用した初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除にする講座が開設され、受験者の負担軽減及び受験機会の増加が図られることにより、今日、社会的、経済的に要請されているITの先端技術に習熟した人材が輩出されることで、地域産業のさらなる活性化を図ることを目指している。また、その効果を産業界だけでなく「学園都市づくり」や「多摩ニュータウンの再生」「若者の就学、就業の意識の喚起」などに波及させることを目標としている。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

(2) 社会的効果

(略)

初級システムアドミニストラータ試験、基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座の開設により、広く一般にこの制度が認識され受験者数の増加が見込まれる。また、履修計画に沿ったカリキュラムによるきめ細かい受験対策が可能となり、合格者数は現在の約1.5倍に増加すると見込まれる。

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 821 (801 1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- ・ 1131 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- ・ 1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画に実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

現在の日本工学院八王子専門学校では、学生のスキルアップを目指し資格取得に取り組んでいるが、当該特例措置を適用することで、学生一人一人の能力・理解度に応じて資格を目指すことができる。また、各コース・専攻の特色を生かした、より柔軟性を持った履修プログラムを提供することで、今以上の受験者・合格者の増加が見込まれる。

また、習熟度別で初級システムアドミニストラータ試験、基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座の開設により、広く一般にこの制度が認識され受験者数の増加が見込まれる。また、履修計画に沿ったカリキュラムによるきめ細かい受験対策が可能となり、合格者数は現在の約1.5倍に増加すると見込まれる。

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 821 (801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- ・ 1131 (1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- ・ 1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画に実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(略)

(3) 高等学校との連携

本市には高等学校も18校立地しており、約1万6千人の生徒が在学している。平成19年4月には、高度情報通信社会の基礎技術とIT教育を土台として、産業界や大学との連携を目指し、実学と専門性を身につけるというコンセプトを教育カリキュラムとする(仮称)八王子地区産業高校が開校を予定している。本市に、株式会社設置大学と同様のコンセプトを持つ高等学校が開校することによって、両校の連携が図られ、高等学校の段階で大学で学ぶ最先端の技術や理論に触れる機会が創出され、本市の高等教育が厚みのあるものとなる。

(4) 産学連携

本市には、システム構築、ソフトウェア開発、情報処理などのいわゆるソフト系IT産業が132社立地している。また、21大学がキャンパスを構え、11万人の学生が学ぶ全国でも有数の学園都市でもある。

また、本市では、大学の研究成果や研究機能等を地域の産業界に活用し、地域社会の活性化につなげるための八王子産学公連携機構や、社団法人TAMA産業活性化協会など、多様な資源を結びつけるための支援組織が充実している。

以上のように高いポテンシャルを持つ本市において、高度なIT教育に重点をおく株式会社設置大学が開校することで、高度で最先端の知識と技術を地域の産業界に還元し、地域社会の活性化につなげることができる。

また、企業内のIT化推進には欠かせない国家資格である初級シス

(略)

(3) 高等学校との連携

本市には高等学校も18校立地しており、約1万6千人の生徒が在学している。平成19年4月には、高度情報通信社会の基礎技術とIT教育を土台として、産業界や大学との連携を目指し、実学と専門性を身につけるというコンセプトを教育カリキュラムとする八王子桑志高等学校が開校を予定している。本市に、株式会社設置大学と同様のコンセプトを持つ高等学校が開校することによって、両校の連携が図られ、高等学校の段階で大学で学ぶ最先端の技術や理論に触れる機会が創出され、本市の高等教育が厚みのあるものとなる。

(4) 産学連携

本市には、システム構築、ソフトウェア開発、情報処理などのいわゆるソフト系IT産業が132社立地している。また、21大学がキャンパスを構え、11万人の学生が学ぶ全国でも有数の学園都市でもある。

また、本市では、大学の研究成果や研究機能等を地域の産業界に活用し、地域社会の活性化につなげるための八王子産学公連携機構や、社団法人TAMA産業活性化協会など、多様な資源を結びつけるための支援組織が充実している。

以上のように高いポテンシャルを持つ本市において、高度なIT教育に重点をおく株式会社設置大学が開校することで、高度で最先端の知識と技術を地域の産業界に還元し、地域社会の活性化につなげることができる。

また、企業内のIT化推進には欠かせない国家資格である初級シス

テムアドミニストレータ及び基本情報技術者の試験について負担軽減が図られることにより、有資格者が増加するとともに、有資格者同士が触発されることによりスキルアップが図られ、結果として本市の産業が活性化すると考えられる。

テムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験について民間資格を活用した講座が開かれることにより負担軽減が図られ、有資格者が増加するとともに、有資格者同士が触発されることによりスキルアップが図られ、結果として本市の産業が活性化すると考えられる。

「情報産業人材育成特区」変更申請新旧対照表（別紙）

旧	新
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画 別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 学校法人片柳学園 日本工学院八王子専門学校 設置者 理事長 片柳 鴻 住所：東京都八王子市片倉町 1404 - 1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1131(1143、1145)修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>(1) 講座の開設者</u> 学校法人片柳学園 日本工学院八王子専門学校 所在地：東京都八王子市片倉町 1404 - 1 <u>(2) 修了認定に係る試験の提供者</u> ・日本C I W普及育成協議会(J A C C) 所在地：東京都中央区京橋 1 丁目 11 番 8 号 西銀ビル 5F ・財団法人 専修学校教育振興会 所在地：東京都千代田区九段北 4-2-9</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p>

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画
一覧表

カリキュラム	内容	教科名	時限数
初級システムアドミニストレータ講座	1. ハードウェア	(初級システムアドミニストレータ試験) 資格対策	9
	2. 基本ソフトウェア		3
	3. システムの構成と方式		6
	4. システム応用		6
	5. システム開発		14
	6. システムの運用と保守		4
	7. セキュリティ		6
	8. 標準化		6
	9. 情報戦略		3
	10. 企業会計		3
	11. 経営工学		3
	12. 情報システムの活用		3
	13. 関連法規		6
		合計時限数	72

1 時限：50 分

受講対象者

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W併用コース)

別添資料 1 のとおり

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(J 検併用コース)

別添資料 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定講座の75%以上出席した受講生に対して、修了認定に係る試験の受験資格を与える。有資格者に対して修了認定に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達した者について、修了を認定する。

(2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを全て満たすものであること。

ア C I W併用コースにおいては、「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格する事によって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得すること。J 検併用コースにおいては、情報処理活用能力検定「情報活用1級」試験を受験し、これに合格する事によって認定される「情報活用1級」資格を取得すること。

イ 当該講座の7割以上の出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。有資格者に対して修了認定に係る試験を受験し、合格すること。なお、当該試験における合格基準は、C I W併用コースにおいては JACC が定め、J 検併用コースにおいては(財)専修学校教育振興会が定める。

また、(3)イの規定により I P A が提供する試験問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P A の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(4) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに年2回実施する。実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の当該講座が実施される施設とする。

修了認定に係る試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験問題は、JACCまたは(財)専修学校教育振興会が作成したもののうち、IPAの審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該審査によって適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、CIW併用コースにおいてはJACCが、J検併用コースにおいては(財)専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、それぞれにおいてJACCまたは(財)専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及び生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しを合わせ、経済産業大臣(IPAが試験事務を行う場合にあってはIPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの 概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの 利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットの メディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技 術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基 礎	1	ネットワーク・コンセプト

		<u>2</u>	ネットワーク・アーキテクチャ
<u>(G)</u>	ネットワークの設計	<u>1</u>	ネットワーク・コンポーネント
		<u>2</u>	ネットワーク・テクノロジー
<u>(H)</u>	インターネットワーキング	<u>1</u>	インターネット・アーキテクチャ
		<u>2</u>	ネットワーク・デザイン
		<u>3</u>	ネットワーク・マネジメント
<u>(I)</u>	インターネットサービスの構成	<u>1</u>	サービス・コンポーネント
		<u>2</u>	サービス・コンポーネント
		<u>3</u>	サービス・コンポーネント
<u>(J)</u>	システムの開発	<u>1</u>	サーバサイド・スクリプト
		<u>2</u>	データベース
<u>(K)</u>	サイト開発の基礎	<u>1</u>	サイトデザイン・コンセプト
		<u>2</u>	HTML
<u>(L)</u>	サイト開発の実践	<u>1</u>	HTML コーディング
		<u>2</u>	HTML コーディング
		<u>3</u>	HTML コーディング
		<u>4</u>	HTML コーディング
<u>(M)</u>	サイト開発の応用	<u>1</u>	ツールの使用
		<u>2</u>	拡張言語テクノロジー
		<u>3</u>	拡張言語テクノロジー

資格名称：情報処理活用能力

試験科目：情報活用試験 1 級

当該民間資格試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(a)	情報と情報の利用	1	データと情報
		2	情報の表現方法
		3	情報の活用、情報処理の手順
		4	情報の収集と発信
		5	情報の管理
(b)	パソコンを利用したシステム	1	パソコンシステムとその環境
		2	オペレーティングシステム
		3	ファイルシステム
		4	パソコン関連機器とインターフェース
(c)	ネットワークの利用	1	情報通信ネットワークの概要
		2	インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
		3	モバイルコンピューティ

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が認定講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合に、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第二号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

したがって、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるが、本特例措置を受けようとする法人は、以前に通商産業省（現経済産業省）が

			ング
		4	ネットワーク上のパソコンの管理
(d)	情報セキュリティ	1	ネットワークセキュリティ
		2	コンピュータセキュリティ
(e)	情報ネットワーク社会への対応	1	情報ネットワーク社会に関する用語・知識
		2	社会におけるコンピュータの利用
		3	知的財産権

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

実施した「情報化人材育成学科認定制度」において本特例措置と同等な講座の運営を行ってきた実績がある。そのような法人が修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座を開設することは、受験者の負担軽減及び受験機会の増加と、時代のニーズに即応した情報処理技術者の効果的な育成につながり、情報産業活性化などの地域経済の発展に貢献することが期待できる。

「情報産業人材育成特区」変更申請新旧対照表（別紙）

旧	新
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画 別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座 開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 学校法人片柳学園 日本工学院八王子専門学校 設置者 理事長 片柳 鴻 住所：東京都八王子市片倉町 1404 - 1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1132(1144、1146)修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を 免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>(1) 講座の開設者</u> 学校法人片柳学園 日本工学院八王子専門学校 所在地：東京都八王子市片倉町 1404 - 1 <u>(2) 修了認定に係る試験の提供者</u> ・<u>日本C I W普及育成協議会(J A C C)</u> 所在地：東京都中央区京橋 1 丁目 11 番 8 号 西銀ビル 5F ・<u>財団法人 専修学校教育振興会</u> 所在地：東京都千代田区九段北 4-2-9</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p>

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画
一覧表

カリ キュ ラム	内 容	教科名	時限数
基本 情報 技術 者 試 験 講 座	1. 情報の基礎理論	(情報 処理 技術 者 試 験) 資格 対策	3
	2. データ構造とアルゴリズム		3
	3. ハードウェア		9
	4. 基本ソフトウェア		3
	5. システムの構成と方式		3
	6. システム応用		3
	7. システムの開発		9
	8. ネットワーク技術		5
	9. データベース技術		4
	10. 情報セキュリティ		4
	11. 標準化		3
	12. 情報戦略		3
	13. 企業会計		2
	14. 経営工学		3
	15. 情報システムの活用		3
	16. 関連法規		6

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画
「基本情報技術者試験講座」(C I W併用コース)

別添資料3のとおり

「基本情報技術者試験講座」(J 検併用コース)

別添資料4のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

	合計時限 数	72
--	-----------	----

1 時限：50 分

受講対象者

学校法人片柳学園 日本工学院八王子専門学校生

(2) 修了認定の基準

当該認定講座の 75%以上出席した受講生に対して、修了認定に係る試験の受験資格を与える。有資格者に対して修了認定に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達した者について、修了を認定する。

(2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを全て満たすものであること。

ア C I W併用コースにおいては、「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格する事によって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得すること。J 検併用コースにおいては情報処理活用能力検定「情報システム 基本スキル」試験を受験し、これに合格する事によって認定される「基本スキル」資格を取得すること。

イ 当該講座の 7 割以上の出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。有資格者に対して修了認定に係る試験を受験し、合格すること。なお、当該試験における合格基準は、C I W併用コースにおいては J A C C が定め、J 検併用コースにおいては(財)専修学校教育振興会が定める。

また、(3) イの規定により I P A が提供する試験問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P A の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに年2回実施する。実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の当該講座が実施される施設とする。

修了認定に係る試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験問題は、JACCまたは(財)専修学校教育振興会が作成したもののうち、IPAの審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該審査によって適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、CIW併用コースにおいてはJACCが、J検併用コースにおいては(財)専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、それぞれにおいてJACCまたは(財)専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及び生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しを合わせ、経済産業大臣(IPAが試験事務を行う場合にあってはIPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ

(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML

(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

資格名称：情報処理活用能力

試験科目：情報システム試験 基本スキル

当該民間資格試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(a)	コンピュータ科学 基礎	1	数値表現とデータ表現の種類
		2	数値とデータの表現方法
		3	演算と精度
		4	文字の表現
		5	その他のデータ表現
		6	情報と論理
		7	基本データ構造
(b)	コンピュータシステム	1	プロセッサアーキテクチャ
		2	メモリアーキテクチャ
		3	バスアーキテクチャ

4	補助記憶
5	入出力アーキテクチャ
6	オペレーティングシステム
7	ファイル管理

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が認定講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合に、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

したがって、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるが、本特例措置を受けようとする法人は、以前に通商産業省（現経済産業省）が実施した「情報化人材育成学科認定制度」において本特例措置と同等な講座の運営を行ってきた実績がある。そのような法人が修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座を開設することは、受験者の負担軽減及び受験機会の増加と時代のニーズに即応した情報処理技術者の効果的な育成につながり、情報産業活性化などの地域経済の発展に貢献することが期待できる。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。